「保証制度」、「親権者の同意」など、社会的養護経験者にとって役立つ FAQ

- Q. 児童養護施設にいました。大学などへの進学にあたって、経済的支援はありますか?
- A. 高校卒業後に大学や短期大学、専門学校等に進学する際に、授業料等減免と給付型 奨学金の支給を併せて行う修学支援新制度(以下「支援制度」)があります。この制 度の利用・申請にあたり、親権者の同意は不要です。
- Q. 児童養護施設にいた場合、家計基準はどのように確認すればよいのでしょうか。
- A. 支援制度では、児童養護施設等の入所者等については、「社会的養護を必要とする者」 として、本人の所得・資産のみで判定し、要件を満たせば支援の対象としています。 詳しくは、「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)~社会的養護 を必要とする者・生活保護世帯出身者の場合~」をご覧ください。
- Q. 支援制度(授業料等減免と給付型奨学金の支給)のほかに、経済的支援としてどのような制度がありますか?
- A. 日本学生支援機構の貸与型奨学金制度や学校や地方自治体・民間団体が独自に実施する奨学金制度があります。

日本学生支援機構の貸与型奨学金制度では、「社会的養護を必要とする者※1」の場合、親権者の同意を不要とした上で、学力基準・家計基準ともに緩和していますので、利用しやすくなっています。

詳しくは、「社会的養護を必要とする方等にも使いやすい貸与型奨学金制度」をご覧ください。

また、学校や地方自治体・民間団体が独自に実施する奨学金については、在学中(進学予定)の学校や各地方自治体・民間団体へご相談ください。

(参考)

日本学生支援機構 HP>大学・地方公共団体等が行う奨学金制度

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html

※1:社会的養護を必要とする者とは、

満 18 歳となる日の前日(又は高校卒業時点)(申込時点で 18 歳になっていない場合は申込時点)において、

- ・ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施 設から改称)に入所していた者
- ・ 里親等(児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住宅型児 童養育事業(ファミリーホーム)を行う者を含む。)のもとで養育されていた者 が該当します。

- Q. 日本学生支援機構の貸与型奨学金は、連帯保証人・保証人になってくれる人がいなくても、申し込みできますか。
- A. 日本学生支援機構では、自分の意志と責任において奨学金の申し込みができる「機関保証制度」があります。この「機関保証制度」は、連帯保証人や保証人になってくれる人がいなくても、一定の保証料を支払うことで保証機関((財)日本国際教育支援協会)が連帯保証しますので、奨学金を申し込むことができます。なお、保証機関に支払う保証料は、毎月の奨学金から少しずつ(※2)差し引かれます。返還中に保証料を支払う必要はありません。

## ※2:保証料の目安

例えば、2021 年度の採用者では、大学(第一種奨学金・自宅外)で国公立の場合は40,000 円の貸与月額に対して月額1,262 円、私立の場合は50,000 円の貸与月額に対して月額1,786 円など、概ね、貸与月額の0.3~0.5%程度の保証料が設定されています。詳細は下記をご覧ください。

日本学生支援機構HP>機関保証制度リーフレット・チラシ

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/kikan hosho/ icsFiles/a fieldfile/2021/08/05/jasso leaf 2021 1.pdf

保証料の目安(2021年度採用者の場合)

## 貸与 保証料月額(円) 貸与月額(円) 国·公立 48 1,262 40,000 自宅外 大 立 50,000 1,786 1,032 国·公立 40,000 自宅外 専修(専門) 立 50,000 24 1,517 修士·博士前期課程 88,000 24 3,054

博士・博士後期課程 122,000 36 ● この保証料は、2021 年度採用者の保証料月額であり目安です。

大 学 院

●保証料は、日本学生支援機構が原則として毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関である日本国際教育支援協会に支払います。



ı	玄 分	貸与月額(円)	貸与 月数	保証料月額(円)
大 学		50,000	48	2,114
		100,000	48	5,390
短 大 専修(専門)		50,000	24	1,794
		100,000	24	4,360
大 学 院	修士·博士前期課程	80,000	24	3,080
		130,000	24	6,618
	博士·博士後期課程	80,000	36	3,631
		130,000	36	7,113

- Q. 令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。日本学生支援機構の貸与 型奨学金の申込には、親権者の同意は不要でしょうか。
- A 成年となる 18歳以上の方(※3)の申込に、親権者の同意は不要です。
  - ※3:18歳以上の方に加え、高校3年生に該当する17歳も親権者の同意は不要であり、同学年に在籍する者の間で、生年月日により、手続きに差は生じません。